

令和6年度松本広域連合監査基本計画

令和6年4月

1 基本方針

令和6年度は、次の基本方針に基づき監査等を実施する。

- (1) 松本広域連合の事務事業について、合規性・正確性の観点はもとより、経済性・効率性・有効性の観点から検証する。
- (2) 前年度までの監査等における指摘事項及び意見・要望事項等について、その後の状況を把握し、改善されていない事項については是正を求める。
- (3) 監査結果に関する情報は、速やかに公表する。

2 監査方針

令和6年度に実施する各監査等については、松本広域連合監査基準によるほか、次の方針によることとする。

- (1) 例月現金出納検査（地方自治法第235条の2第1項）
各会計の毎月の現金の出納について、毎月の計数が適正なものとなっているか検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかどうかについて検査する。
- (2) 決算審査
令和5年度決算を対象として実施する。
一般会計及び特別会計（地方自治法第233条第2項）
各会計の決算計数について正確性を確認するとともに、予算執行及び財産管理の状況について審査する。
- (3) 基金運用審査（地方自治法第241条第5項）
特定の目的のために定額の資金を運用する、松本広域連合松本地域ふるさと基金及び松本広域連合消防施設等整備基金の運用状況について、基金運用状況調書等の計数が適正なものとなっているか、また、基金の運用がその設置目的に沿って適正かつ効率的に行われているかを主眼として審査する。
- (4) 定期監査（地方自治法第199条第1項及び第4項）
松本広域連合の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、また、事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかという観点により監査を実施する。
なお、監査を効果的に実施するために、重点的に監査を行う事項をあらかじめ設定する。

(5) 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

松本広域連合が財政的援助を行っている団体に対し、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に執行されているか、当該団体に対する指導監督は適切に行われているかを主眼に、必要があると認める場合、監査を実施する。

(6) 行政監査（地方自治法第199条第2項）

一般行政事務そのもの（内部組織、職員の配置、事務処理の手続き、行政の運営等）の執行について、必要があると認める場合、監査を実施する。

(7) 随時監査（地方自治法第199条第1項及び第5項）

定期監査のほかに、必要があると認める場合、随時に監査を実施する。

(8) 住民監査請求監査（地方自治法第242条第4項）

市民から監査請求があった場合は、要件審査を経て請求の受理又は却下を決定し、受理した場合において監査を実施する。

監査の概要

| 監査名 | 監査対象 | 実施時期 | 監査の主眼及び体制 |
|-----------------------|---|-------------------------|--|
| 例月現金 出納検査 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 会計管理者の保管する現金の出納事務 歳計現金、歳入歳出外現金、一時借入金、基金に属する現金及び預り金 ・ 検査対象 一般会計・特別会計 | 原則として 毎月 21 日～ 月末 | <<主眼>> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現金現在高の正確性 ・ 収納関係諸表等の計数の正確性 ・ 現金出納事務の適正執行 <<体制>> 郵送で行う。 |
| 決算審査・ 基金運用 状況審査 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 5 年度決算 一般会計・特別会計、 ・ 令和 5 年度基金運用状況 | 6～8 月 | <<主眼>> <ul style="list-style-type: none"> ・ 決算書、基金の運用状況を示す書類その他関係諸表の計数の正確性 ・ 予算の適正執行及び財産管理の検証 ・ 事業、経営の効率性、財政状態の審査 <<体制>> 松本広域連合 |
| 定期監査 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 財務に関する事務の執行 ・ 経営に関する事業の管理 | 10 月～翌年 3 月 | <<主眼>> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財務関係事務、財産管理事務の適正執行、効率性 ・ 事業の経営状況等の合理性、効率性 <<体制>> 松本広域連合又は松本広域消防局 |
| 財政援助団 体等監査 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 松本広域連合が補助金等の財政援助を行っている団体 | 必要に応じて実施 | <<主眼>> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財務関係事務、財産管理事務の適正執行、効率性 <<体制>> 松本広域連合又は松本広域消防局 |
| 住民監査 請求監査 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員等による違法又は不当な財務会計上の行為 | 随時(住民からの 監査請求による) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 違法性・不当性の有無 |